

ご寄附ありがとうございます

子ども達にマスクの寄贈

9月9日、久米島町教育委員会において國吉司さん（町内にて飲食店経営）、國吉香正さん（本町出身、沖縄本島にて活躍するフードプランナー）から、「子供たちの為に役立ててほしい」と町内すべての保育所（園）、幼稚園、小中学校、久米島高校に通う子供たちへ1人あたり1箱（50枚入り）マスクの寄贈がありました。代表してマスクを受け取った中村幸雄教育長は「大変ありがたい、早速子供たちへ届けたい」と感謝の言葉を述べました。



渋柿が甘い干し柿に

仲原家の柿で干し柿作り

沖縄では高温多湿で干し柿作りは難しいと言われていますが、コロナ禍でも何か楽しい事をしたいと、島ぐらしコンシェルジュの矢島さんと久米島漁協の田村さんが、干し柿作りに挑戦しました。仲原家の中庭で例年より豊かな柿と、久米島漁協の冷風乾燥機（通常、アーサ乾燥機）を使用し、70時間かけて完成した干し柿はとても甘くジューシーに仕上がりました。田村さんは、「みんなで皮を剥く作業をしたり、楽しい思い出になった」と笑顔で話しました。

こんにちは、島コンの矢島です。やっと秋めいてきましたね。私は食欲の秋真っ最中です。

さて、今回は、過去に相談があった相続税や相続した不動産の売却時の税制についてお話ししたいと思います。

相続が発生した場合、現状では被相続人の財産が3,000万円＋（相続人の数×600万円）までは基礎控除が利用できますが、それを超える相続財産には金額によって10%～55%の相続税がかかります。そして、その税金の申告期限は10ヶ月なんです。また、その相続した財産が不動産だった場合、その不動産を売却するときには、不動産譲渡所得税がかかります。その税率は、長期譲渡所得（不動産の所有期間が5年超）の場合で約20%、短期譲渡所得（不動産の所有期間が5年以内）では約40%の税率です。

改めて考えると、不動産を相続で取得して売却すると人によっては税金が多額になる人も出てくるのです。そう考えると、相続した不動産を活用せずに放置しているのは「もったいない」ことですね。



「税制について」

話を戻して、不動産を相続し、売却した場合に使える特例についてお話しします。

要件としては、被相続人が直前住居としていた不動産で、相続前まで空き家であること。そして、売却までに耐震リフォームかもしくは取り壊しを行うことで、3,000万円の控除の特例が使用できます。ただし、期限が相続日から3年の経過する年の年末までとなっています。

但し、この控除の終了は令和5年の年末となっていますので今年相続をした不動産の場合、3年無いです。相続された空き家をお持ちで、今後どうしようかお考えの方は、この機会に一度ご相談ください。

※税金は複雑な問題もありますので、ケースによっては、税理士など専門家にご相談ください。

★11月の空き家活用相談は、コロナウイルス感染症対策もあり、まずはお電話で問合せください。



どーも 矢島です